土地区画整理事業の換地処分の公告に伴う

住所変更に関する諸手続きについて

【小泉土地区画整理地区】

平成28年9月16日 換地処分の公告日 平成28年9月17日 町界町名地番変更実施日 住所変更効力発生日



上 尾 市

目 次

1. はじめに	. 1
2. 皆様にお届けするもの	. 1
3. 実施区域	. 2
3.1 位置図	. 2
3.2 実施後の表示の仕方について	. 2
4. 郵便物について	. 3
4.1 郵便番号について	
4.2 郵便物の配達について	. 3
4.3 住所変更お知らせ用はがきについて	. 3
5. 住所・本籍の変更証明書について	
5.1 住所等変更証明	. 3
5.2 本籍変更証明	
6. 市役所が書き換える公簿等(申請又は届出不要)	
6.1 住民票・戸籍などに関すること	
6.2 国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険制度に関すること	
6.3 児童福祉に関すること	
6.4 介護保険に関すること	
6.5 水道に関すること	
6.6 町内会・自治会に関すること	
6.7 通学区域に関すること	
6.8 図書カードに関すること	
7. 区画整理組合が法務局へ申請し書き換える公簿	
7.1 土地・建物登記簿の表題部	
8. ご自身(関係者)で市役所に手続きをしていただくもの	
8.1 市民課に関する手続き	
8.2 障害福祉課に関する手続き	
9. ご自身(関係者)で関係機関へ届出し手続きをしていただくもの	
9.1 社会保険証・健康保険組合員証・共済組合員証など	
9.2 年金	
10. 自動車運転免許証・車検証などに関する手続き	
1 1. 土地・建物の登記に関する手続き 1 1.1 土地・建物登記簿の権利部(甲区)・(乙区)欄について(所有権者・債務者の住所変更)	
1 1.2 商業・法人登記について	
11.3 保留地の別有権移転登記について	
12. 7 1 7 7 1 7 関係・関金理帳など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12.1 电気・电話・ガス・ケレビ寺	
12.2 金融機関の頂金理帳・生仰(頂音)休隈・休八寺	
13.1 その他	
- 1 ひ・1 し */1門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

1. はじめに

平成28年9月16日(金)の『換地処分の公告』をもって、小泉土地区画整理区域内の町界町名地番が変更され、公告の翌日の**平成28年9月17日(土)**より皆様の<u>住所・本籍(区画整理区域内に本籍を置いてい</u>る方)が変更となります。

これに伴いまして、各種住所等の変更手続きが必要となりますので、本文書をご一読のうえ必要な手続きをお願いいたします。

【ご注意】各種住所変更の手続きは、平成28年9月20日(火)以降にお願いいたします。 上尾市役所は9月17日~9月19日は閉庁となっておりますのでご注意ください。

2. 皆様にお届けするもの

▼今回お届けしたもの				
通知書		区画整理事業の換地処分に伴う住所変更のお知らせと手続きに関する連絡先が記載された書類です。(世帯主にのみご通知)		
住所変更に関する諸手続きに ついて		町界町名地番変更に伴う住所変更実施に伴い、皆様に知って頂き たいこと、住所変更に関する手続き等を説明した本冊子です。		
住所等変更証明書 (個人ごとに3部ずつ同封) (市街地整備課)		住所地番が変更されたことを証明する書類です。 (換地処分公告日以前に地内に住所を置いている方のみ)		
▽今後お届けするもの (住所変更実施日以降に担当課より送付予定)				
本籍変更証明書(1部) (市民課)		本籍が変更されたことを証明する書類です。 (換地処分公告日以前に地内に本籍を置いている方のみ)		
登記名義人の住所変更の登記 について(参考資料①)		登記簿権利部甲区・乙区欄の住所変更に関する手引と申請書の記 入例、さいたま地方法務局上尾出張所からのお願いとご連絡です。		
所在地の町名変更による会社 登記等の変更登記の手引 (参考資料②)		会社や法人の所有地及び代表者役員などの住所変更に関する手引と申請書の記入例です。		
国民健康保険被保険者証・後期 高齢者医療被保険者証など (保険年金課)		新しい住所が記載された保険証等各証を後日郵送いたします。		
介護保険被保険者証など (高齢介護課)		新しい住所が記載された保険証等各証を後日郵送いたします。		
こども医療費受給資格証など (子ども支援課)		新しい住所が記載された各証を後日郵送いたします。		

※■地内にお住まいの方にご送付 □対象となる方にのみご送付

3. 実施区域

3.1 位置図



3.2 実施後の表示の仕方について

地名	実施前	İ	実施後	
分 III	上尾市大字小泉	○○○番地△	上尾市小泉◇丁目	● 亚山 ▲
住所	上尾市小泉一丁目	○○○番地△	(一丁目~九丁目)	●●番地▲
	上尾市大字小泉	○○○番 △		●●●番 ▲
土地の表示	上尾市浅間台三丁目	○○○番 △		
	上尾市浅間台四丁目	○○○番 △		
	上尾市弁財一丁目	○○○番 △	上尾市小泉◇丁目	
	上尾市弁財二丁目	○○○番 △	(一丁目~九丁目)	
	上尾市大字中妻	○○○番 △		
	上尾市中分二丁目	○○○番 △		
	上尾市大字沖ノ上	○○○番 △		

- ※ 建物の表示(所在)は住所と同一となり、家屋番号は、敷地の代表する土地地番が付番され、同一敷地内に主たる建物が複数ある場合は、家屋番号に孫番が付番されます。
- ※ 親地番 (●●●の部分) は、仮換地指定通知書や仮換地指定証明書等に記載されている街区番号 (○○ 街区○○画地) とは異なりますので、ご注意ください。

4. 郵便物について

4.1 郵便番号について

今回の換地処分に伴う住所変更では、郵便番号が変更されません。

4.2 郵便物の配達について

区画整理地区内の郵便物については、**約1年間は古い住所**でも配達されます。しかし、その後は配達できない場合や、誤配される可能性がありますので、お早めに関係先への住所変更をお願いいたします。

4.3 住所変更お知らせ用はがきについて

新しい住所をご親戚、ご友人、取引先の方にお知らせするために、日本郵便株式会社上尾郵便局から提供された無料はがきを**平成28年8月発行の区画整理だより**と同封し配付しております。はがきに必要事項などをご記入のうえ、輪ゴムでまとめて(上尾郵便局行きの封筒がある場合は封入して)最寄りの郵便局かポストへお出しください。

配布枚数は1世帯あたり20枚となっております。追加で必要な場合は部数に限りがございますが、小泉土地区画整理組合にお問い合わせください。

日本郵便株式会社上尾郵便局からのお願い

「住所変更お知らせはがき」をポストに投函後は、新住所・新郵便番号で郵便物をご送付いただきますようご協力をお願いします。

※はがきは通信事務(依頼信)のため切手を貼る必要はありませんが、住所変更以外の内容の記載はできません。

日本郵便株式会社上尾郵便局 上尾市谷津1-87-1 2:774-7284

5. 住所・本籍の変更証明書について

5.1 住所等変更証明

住所地番が変更されたことを証明する**『住所等変更証明書』**は、各個人あたり3部、事業所は3部ご送付いたします。

追加発行分は無料で取得できますので、小泉土地区画整理組合または、市街地整備課に申請してください。 証明書の取得につきましては、本人確認書類の提示が必要となります。

証明書の枚数は限りがございますので、なるべく原本還付でお手続き頂きますよう、よろしくお願い致します。

上尾市小泉土地区画整理組合 ☎:781-9551

※月~金曜日 午前9:00~午後4:00の取り扱いとなります。

上尾市役所都市整備部市街地整備課(5階) ☎:775-7946

※月~金曜日 午前8:30~午後5:00 <u>の取り扱いとなります。</u>

5.2 本籍変更証明

本籍が変更されたことを証明する**『本籍変更証明書』**は、<u>9月20日以降</u>に対象者に郵送いたします。追加発行分は証明書発行センターで取得(無料)できます。証明書の取得については、<u>本人確認書類の提示</u>が必要となります。

- ・1点でよいもの 運転免許証、パスポート、特別永住者証明書、在留カード、マイナンバーカード、 住民基本台帳カード(写真付き)、その他官公署が発行した顔写真付きの免許証・ 許可証・資格証又は身分証明書など
- ・2点以上必要なもの 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳、社員証(写真付き)、住民基本台帳カード(写真なし)など
- ※代理人が証明書の交付申請をする場合には委任状が必要となります。
- ※住民票及び戸籍謄・抄本の取得は有料となります。(本人確認書類の提示が必要)

上尾市役所 市民生活部 市民課(1階4番窓口) ☎:775-5129

上尾市役所 市民生活部 証明書発行センター (1階9番窓口) 25:783-4940

6. 市役所が書き換える公簿等(申請又は届出不要)

- 6.1 住民票・戸籍などに関すること
- 6.1.1 住民登録関係
 - 〇住民票
 - 〇戸籍簿(戸籍謄本・附票)
 - 〇印鑑登録証明書

市民課が職権(職務上の権限)で書き換えます。【手続きは不要】

上尾市役所 市民生活部 市民課(1階4番~7番窓口) ☎:782-8790

- 6.2 国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険制度に関すること
- 6.2.1 国民健康保険
 - ○国民健康保険被保険者証(70~74歳の方は国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証)
 - ○国民健康保険限度額適用認定証
 - 〇国民健康保険標準負担額減額認定証
 - 〇国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

新しい住所に書き換えた保険証および各証を送付しますので、到達後差し替えてください。なお、差 し替え前の各証は同封する返信用封筒でご返送いただくか、保険年金課またはお近くの支所、出張所に ご返却ください。【**手続きは不要**】

上尾市役所 市民生活部 保険年金課(1階11番窓口・国保資格課税担当) ☎:782-6471

6.2.2 国民年金

〇国民年金第 1 号被保険者(農業・自営業者・学生等)

保険年金課が職権(職務上の権限)で書き換えます。【手続きは不要】

上尾市役所 市民生活部 保険年金課(1階13番窓口・年金担当) ☎:775-5137

- 6.2.3 後期高齢者医療保険制度
 - 〇後期高齢者医療被保険者証
 - 〇後期高齢者医療限度額適用·標準負担額減額認定証
 - 〇後期高齢者医療特定疾病療養受療証

新しい住所に書き換えた各証を送付しますので、到達後差し替えてください。なお、差し替え前の各 証は同封する返信用封筒でご返送いただくか、保険年金課またはお近くの支所、出張所にご返却くださ い。【手続きは不要】

上尾市役所 市民生活部 保険年金課(1階12番窓口・高齢者医療担当) 四:775-5125

6.3 児童福祉に関すること

- 〇こども医療費受給資格証
- 〇児童扶養手当証書
- ○ひとり親家庭等医療費受給者証

新しい住所が記載された各証を後日郵送いたします。【手続きは不要】

〇児童手当

【手続きは不要】

上尾市役所 子ども未来部 子ども支援課(5階) ☎:775-5120

〇保育所入所者の住所変更

【手続きは不要】

上尾市役所 子ども未来部 保育課(5階) 2:775-5121

6.4 介護保険に関すること

- 〇介護保険被保険者証
- 〇介護保険負担割合証
- 〇介護保険負担限度額認定証

新しい住所に書き換えた各証を送付しますので、到達後差し替えてください。なお、差し替え前の証 は高齢介護課またはお近くの支所・出張所にご返却ください。**【手続きは不要】**

上尾市役所 健康福祉部 高齢介護課(2階6番窓口) ☎:775-5127

6.5 水道に関すること

〇給水台帳

上下水道部業務課で、職権(職務上の権限)にて住所変更します。【手続きは不要】

上尾市 上下水道部 業務課 上尾市大字上尾村1157番地 ☎:775-5161

6.6 町内会・自治会に関すること

〇町内会・自治会など

住所変更に伴う変更はありません。(所属する町内会・自治会や班など)

上尾市役所 市民生活部 市民協働推進課(4階) ☎:775-4539

6.7 通学区域に関すること

〇通学区域

小・中学校の通学区域については、変更ありません。

上尾市役所 学校教育部 学務課 (7階) ☎:775-9604

6.8 図書カードに関すること

○図書カード

教育総務部図書館で、職権(職務上の権限)にて住所変更します。【手続きは不要】

上尾市 教育総務部 図書館 上尾市上町一丁目7番1号 2:773-8521

7. 区画整理組合が法務局へ申請し書き換える公簿

- 7.1 土地・建物登記簿の表題部
 - ○土地登記簿の表題部(所在・地番・地目・地積)
 - ○建物登記簿の表題部(所在・建物番号)

区画整理組合が申請し、法務局が職権で書き換えます。【手続きは不要】

8. ご自身(関係者)で市役所に手続きをしていただくもの

8.1 市民課に関する手続き

- ○マイナンバーカード(個人番号カード)【**本人の手続きが必要**】
- 〇住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)【本人の手続きが必要】
- 〇特別永住者証明書·在留カード【本人の手続きが必要】

カード追記欄に変更後の住所を記載しますので、該当のカードをお持ちになり、市民課(本庁舎1階6番窓口)までお越しください。

※マイナンバーカード・住民基本台帳カードは数字4桁の暗証番号の入力が必要です。また、マイナンバーカードは第3土曜日には手続きできません。

〇通知カード (マイナンバー通知カード) 【**手続きが必要**】

カード追記欄に変更後の住所を記載しますので、カードと本人確認書類をお持ちになり、市民課(本 庁舎1階6番窓口)までお越しください。同じ世帯の方のカードについては、一緒にお持ちいただけれ ば、一度の手続きで変更後の住所を記載します。

○マイナンバーカード(個人番号カード)の交付申請をする方【希望者のみ】

通知カードに付属している「個人番号カード交付申請書」は無効になります。マイナンバーカードの 交付申請をご希望の方は、下記の「マイナンバーカード総合サイト」で申請書をダウンロードするか、 市民課(本庁舎1階6番窓口)でご相談ください。

上尾市役所 市民生活部 市民課(1階6番窓口) ☎:782-8790

8.2 障害福祉課に関する手続き

- 〇身体障害者手帳
- ○療育手帳
- 〇精神保健福祉手帳
- 〇障害者自立支援医療 (精神通院) 利用者
 - ① 印かん
 - ②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院)受給者証をご持参のうえ、障害福祉課(本庁舎2階4番窓口)までお越しください。
 - ③次の資格証、受給者証をお持ちの場合は同時に書き換えますのでご持参ください。
- 〇重度心身障害者医療費受給資格証
- 〇福祉サービス受給者証
- ○地域生活支援事業サービス受給者証
- 〇特別児童扶養手当証書

上尾市役所 健康福祉部 障害福祉課(2階4番窓口) 2:775-5122

9. ご自身(関係者)で関係機関へ届出し手続きをしていただくもの

- 9.1 社会保険証・健康保険組合員証・共済組合員証など
 - 〇各社会保険証
 - 〇各健康保険組合員証
 - 〇各共済組合員証

加入している保険により手続きの方法が異なります。

勤務先又は各保険者あてにお問い合わせください。

9.2 年金

〇国民年金第3号被保険者(厚生年金・共済組合に加入している人の被扶養配偶者)【手続きが必要】 配偶者の勤務先にお問い合わせのうえ、手続きを行ってください。

○厚生年金被保険者【手続きが必要】

勤務先にお問い合わせのうえ、手続きを行ってください。

〇共済年金被保険者**【手続きが必要】**

勤務先にお問い合わせのうえ、手続きを行ってください。

〇厚生年金・国民年金受給者の住所変更【**住民票コード収録済の方は手続きは不要**】

日本年金機構に住民票コードが収録されていない方や、住民票とは違う住所で届出を行っている方のうち、このたび町界町名地番変更になった住所にお住まいの方などは、手続きが必要です。 大宮年金事務所にお問い合わせのうえ、手続きを行ってください。

大宮年金事務所 さいたま市北区宮原四丁目19-9 ☎:652-3399

〇共済年金受給者の住所変更【手続きが必要】

受給している各共済組合にお問い合わせのうえ、手続きを行ってください。

上尾市役所 市民生活部 保険年金課(1階13番窓口・年金担当) ☎:775-5137

10. 自動車運転免許証・車検証などに関する手続き

〇自動車等の運転免許証

自動車等の運転免許証の住所及び本籍変更の手続きは、9月20日以降に郵送されます<u>本籍変更証明</u> 書、手引きに同封されている住所変更証明書(次ページ参照)と運転免許証をご持参のうえ、運転免許 センター又は鴻巣を除く各警察署にてお早めに手続きしてください。**証明書を提示すること**で変更でき ます。詳細は各受付窓口までお問い合わせください。

変更内容	必要書類	備考
住所のみ変更する場合	住所変更証明書	変更内容に応じて、お早めに
大笠、分正大同味と亦再十2担人	住所変更証明書・本籍変更証明書	手続きをしてください。
本籍・住所を同時に変更する場合	又は新本籍記載の住民票	(更新時でも可)

	運転免許センター	上尾警察署	
受付窓口	埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4	上尾市本町五丁目1番1号	
及び	岱 :048-541-1234(音声案内)	西 :773-0110	
連絡先	☎:048-543-2001 (代表)	又は鴻巣を除く各警察署	
	1階①番の記載事項変更窓口	各警察署の運転免許窓口	
	日曜日・月曜日から金曜日まで	月曜日から金曜日まで	
受付時間	(土曜日、祝日(振替休日を含む)、年末年始	(土曜・日曜日、祝日、年末年始(12 月 29	
文的时间	(12月29日~翌年1月3日)は休み)	日~翌年1月3日)は休み)	
	午前8:30~正午 午後1:00~5:00	午前8:30~正午 午後1:00~5:00	

○自動車等の検査証(車検証)【手続きが必要】

自動車(軽自動車)等の検査証の住所変更の手続きは、自動車検査証、印かん、住所変更証明書をご 持参のうえ、関東運輸局埼玉運輸支局(普通乗用車・自動二輪等)又は軽自動車検査協会埼玉事務所(軽 自動車)にてお早めに手続きしてください。詳細は下記までお問い合わせください。

関東運輸局埼玉運輸支局(普通自動車・自動二輪等) 埼玉県さいたま市西区大字中釘2154番地2 **☎**:050-5540-2026(ヘルプデスク)

軽自動車検査協会埼玉事務所(軽自動車) 上尾市大字平方領々家505番地1

雷:050-3816-3110 (コールセンター)

11. 土地・建物の登記に関する手続き

11.1 土地・建物登記簿の権利部(甲区)・(乙区)欄について(所有権者・債務者の住所変更)

〇土地・建物登記簿の所有権者・債務者の住所変更【**必要に応じ手続きをしてください**】

売買や相続などがある場合、管轄の法務局にて、土地・建物登記簿の所有権者等の住所変更が必要になります。詳細につきましては、別冊「参考資料①」をご参照のうえ、法務局へ手続きをお願いいたします。上 尾市、桶川市及び伊奈町の土地、建物の手続きは下記の法務局となります。

さいたま地方法務局上尾出張所 上尾市大字西門前753番地1 ☎:771-0239

11.2 商業・法人登記について

〇商業登記簿【手続きが必要】

〇法人登記簿【手続きが必要】

町名の変更がありますと、その区域内の会社、法人、組合(以下「会社等」という。)の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地及び個人の住所が変更となります。詳細につきましては、別冊「参考資料②」をご参照ください。

11.3 保留地の所有権移転登記について

保留地は、換地処分公告後に区画整理施行者名義で表題・保存登記が行われた後、ご購入いただいた方の 所有権移転が必要となります。

12. ライフライン関係・預金通帳など

12.1 電気・電話・ガス・テレビ等

内容により手続きが異なります。ご契約先にお問い合わせください。

12.2 金融機関の預金通帳・生命(損害)保険・株式等

内容により手続きが異なります。**ご契約先にお問い合わせください。**

13. その他

13.1 その他

その他この冊子に記載されていない事項の手続きの有無やその方法等については、**ご用件先にお問い合わせください**。